

事業継続計画における基本方針

にいがた南蒲農業協同組合は、災害時においても事業継続を行うことに最大限努力、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言します。

< 1 > 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

< 2 > 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

< 3 > 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

災害等対応規程

制定 平成25年12月27日

(目的)

第1条 本規程は、当組合における資産（情報資産及び人的資産含む。以下同じ）が災害等により、障害又は被害を受け若しくはその他の要因により当組合業務が通常通り遂行できない場合において、役職員等が対応すべき手順を定めることを目的とする。各事業領域又は中央会等系統組織による定めが別途ある場合には、定めに応じた対応を行う。

(適用範囲)

第2条 本規程は、役職員等に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程において「災害等」とは、火災、地震、水害、その他の要因により、当組合の正常な業務が遂行できない可能性のある状況をいい、具体的な指標としては以下の通りとする。

- ① 当組合の地区内において震度5以上の地震が発生した場合
- ② 当組合の施設において火災・爆発が発生した場合及び延焼を受ける可能性が高い場合
- ③ 大雨被害により当組合の施設において床下浸水以上の被害が見込まれる場合
- ④ 上記の災害等の他、政府等により大規模災害発生情報が発表された場合
- ⑤ 当組合の施設に対して避難勧告等が出された場合
- ⑥ その他上記に準じる要因により地区内の農地に相当の被害が見込まれる場合
- ⑦ 商品等の欠陥等により出荷停止等の処分の可能性が生じた場合
- ⑧ その他法令違反等により記者会見を開く必要が生じた場合
- ⑨ 上記の他、JAの経営に重大な影響を及ぼしうる事象が発生した場合

(被災判断をする対象施設)

第4条 本店、本店営農経済部、本店事業部及び北営農センター、南営農センターとする。

(対策本部の設置)

第5条 第3条に定める災害等が発生した場合は、速やかに災害等対策本部を設置しその対応にあたる。

- 2 対策本部は、常勤役員、総務部長、金融共済部長、営農経済部長、事業部長、監査室長、総合リスク管理室長、北営農センター長、南営農センター長の14名により構成し、本部長は経営管理委員会会長があたる。
- 3 会長が不在の場合は、理事長がその任にあたり、さらに理事長不在の場合は、その間定款第36条により定める業務代理順位に従い代理する。
- 4 対策本部の事務を執り行うため、各部長、各室長、北営農センター長、南営農センター長、各支店長（被災地域の支店長を除く）及び、総務課長並びに本部長が指名したのものによる事務局を設置する。
- 5 各部署単位にあらかじめ災害等対策支援要員を定め、対策本部の指示命令を受ける。

(対策本部の役割)

第6条 対策本部の役割としては、事態の正常化を図ることとし、それに対する施策一切を他の内部規程等に優先して執り行う権限を有することとする。

- 2 対策本部の役割は以下の事項とする。
 - ① 災害等対応方針の決定
 - ② 事業継続計画に基づく事業継続および中断の決定・指示
 - ③ 災害等対策全般統轄
 - ④ 本支店及び経済施設等の業務停止・続行の決定
 - ⑤ 最優先業務の決定
 - ⑥ 平常体制移行の決定
 - ⑦ その他全般的な事項の決定

(事務局の役割)

第7条 事務局の業務は以下の通りとする。

- ① 役職員の状況確認（自宅の状況、交通状況等）
- ② 被災施設、利用者等の状況把握
- ③ 職員の出勤体制決定
- ④ 重要書類、情報資産及び基幹システムの保全
- ⑤ 支店等への情報発信
- ⑥ 広報、マスコミ対応
- ⑦ 組合員等利用者に対する広報対策

- 2 前項第1号、2号については、「被災状況報告書」(様式1)ならびに「被災状況確認表」(様式2)により当該部署より報告を求めて行う。又、役職員の安否については、事前に作成されている「役職員等情報管理表」(様式3)を使用して各部署で確認後、報告を求める。

(災害等対策対応方針)

第8条 対策本部が策定する災害等対策対応方針については、以下のことを優先順位として考慮することとする。

- ① 役職員とその家族、来組者の安全確保
- ② 資産の保全
- ③ 地域住民の安全確保
- ④ 業務の早期回復と継続
- ⑤ 被害の早期確認
- ⑥ 被害復旧

(役職員の対応)

第9条 第3条で定める災害等対策が求められる事態となった場合は、役(常勤)、職員は速やかに以下の対応を執るものとする。

- 2 就業時間中の場合は、来組者等の安全を確保するとともに災害等対策支援要員の指示を待つ。勤務地外で就業等をしている場合は、速やかに状況を報告し、指示を受ける。的確な指示が受けられない場合は、家族等の安否等を確認後、問題がなければ勤務地に向かう。
- 3 就業時間外の場合は、家族等の安否を確認後、その者の立場に応じ以下の通りとする。
 - ① 対策本部員及び事務局員(被災地域の支店長を除く)については、速やかに本店(本店が被災し、参集できない場合で、別途指示がある場合はその地。以下同じ。)に集合する。
 - ② 被災地域の支店長及び各災害等対策支援要員については、速やかに担当部署に出向き対策本部等の指示に従う。ただし、災害の規模が想定を下回った場合等で参集不要の連絡があった場合は、自宅待機とする。
 - ③ その他の役職員は、連絡があるまで自宅待機とし、家族等も含めた安否内容について災害等対策支援要員に報告する。
 - ④ 被災等がない者は、自主的に勤務地等に出向くことを妨げない。
 - ⑤ 交通機関等の障害により出勤できない場合は、出勤可能な支店(施設)に出勤し、指示を待つ。

(緊急時でも維持すべき業務)

第 10 条 本支店及び経済施設等の業務停止・続行の決定及び最優先業務の決定については、災害等発生後に「事業別業務継続リスト」に基づき、早急に検討を行い、沈静化の状況等を見据えながら流動的に対応するものとする。なお、国、地方公共団体等からの要請により対応する業務については、別途優先して対応を行う。

2 被災の状況により維持すべき事業が、その場所において実施できない場合は、別途代替案を策定するとともにそれに関する協力依頼や利用者への周知を行う。

(緊急連絡ルート)

第 11 条 対策本部及び事務局の連絡は、別紙「対策本部及び事務局連絡先一覧」により、災害等対策支援要員の連絡は、別紙「災害等対策支援要員連絡先一覧」(様式 4) により行う。

2 通信手段の障害等により連絡がつかない場合は、やむを得ない措置として NTT の災害伝言ダイヤルにより情報を入手するとともに出先の状況について録音をしておく。(電話番号は、状況確認する際は本店の番号とし、状況報告する際は出先の代表番号とする。)

(情報開示)

第 12 条 事務局は、集めた情報を適宜、対策本部に伝達し、対外的に周知が求められると判断される情報については、任意の方法により周知を行う。なお、周知が求められると思われる情報は以下の通り。

- ① 役職員の被害の状況
- ② 組合の固定資産の被害情報
- ③ 各支店及び経済施設等の業務停止・続行の状況と停止施設等の代換措置

(教育と訓練)

第 13 条 緊急時の対応業務などを効果的に実施し、役職員がそれぞれの役割を認識するため、教育と訓練を行う。

- 2 役職員で防災に関する実地訓練を年 1 回以上行う。
- 3 対策本部、事務局及び災害等対策支援要員については、半期に 1 回シミュレーションを行う。

4 防災に関する研修会に積極的に参加する。

(災害等緊急体制の終了宣言及び対策本部の解散)

第14条 対策本部長は、当組合業務が復旧し、定常な当組合業務の再開及び運営を確認した場合、災害等緊急体制の終了を宣言し、対策本部を解散する。

(災害等対応の保守、管理)

第15条 災害等により対策本部を設定又は設置を検討した際は、その顛末等を記録・管理するものとし、その記録内容については、以下の内容を網羅するものとする。

- ① 対象となった災害等
- ② 時系列的に対応した内容
- ③ 被害の状況
- ④ 正常業務ができなかった業務、要因
- ⑤ 全般的な対応に対する評価と改善点

(規程の改廃、運用)

第16条 この規程は、理事会の議決により制定、廃止及び修正を行う。

2 この規程に定めなき事項は、理事長がその都度定めるものとする。

附則

1. この規程の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1. この規程の変更は、平成26年7月24日から施行する。

附則

1. この規程の変更は、平成27年12月25日から施行する。